

埋蔵文化財関係手続きのご案内

河合町内には大塚山古墳群、ナガレ山古墳や長林寺跡など多くの遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）があります。

これらの遺跡の範囲内で建築・造成その他の土木工事をおこなうときは、文化財保護法に定める手続きが必要です。また、遺跡の範囲外であっても開発面積が 10,000 m²以上のときは、奈良県知事通知に基づく手続きが必要です（「埋蔵文化財発掘届出書」「遺跡有無確認踏査願」など）。

工事の計画を立てられる際には、事前に遺跡の有無・手続き方法などについてお問い合わせください。工事の内容により工事施工前の発掘調査が必要になることがありますので、工事計画の早い段階でお問い合わせください。

工事を行う場所が遺跡内の場合

(1) 埋蔵文化財発掘届出書の提出

遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）内において建築・造成その他の土木工事を行おうとする場合には、奈良県知事宛の「埋蔵文化財発掘届出書」を、工事に着手しようとする日の 60 日前までに町観光振興課へ提出しなければなりません。（文化財保護法第 93 条第 1 項）

埋蔵文化財発掘届出書（ファイル形式：PDF・Word）

埋蔵文化財発掘届出書の記入例（ファイル形式：PDF・Word）

※様式はホームページからダウンロードできます。

【必要書類】

埋蔵文化財発掘届出書（届出書には届出者の捺印要）

（添付書類）

- ・位置を示す地図（位置図：縮尺 2,500 分の 1 程度）
- ・工事の範囲を示す図面（造成計画平面図・断面図・土地利用計画平面図）
- ・設計図（建物配置図・建築平面図・建築立面図・基礎伏図・基礎断面図など）
- ・土地所有者、占有者の承諾書（届出者と異なる場合のみ）
- ・委任状（届出業務を設計業者などに委任される場合のみ）

以上の書類を届出書にまとめ、3部を観光振興課へ提出してください。

（捺印をした正本を 1 部、他の 2 部はコピーでも可）

(2) 届出についての指示（通知）

届出に対して、文化財保護法に基づいた県知事からの指示が届出者に通知されます。指示（通知）内容には発掘調査・工事立会・慎重工事などがありますので、指示に従ってください。

- ・工事立会の場合は、当該工事のうち掘削工事等の工程を、着手の10日前までに立会い担当機関にご連絡ください（通知書類の右肩の文書番号を必ずお申し出ください）。担当職員が工事に立ち会います。
- ・事前の発掘調査が必要との通知があったものについては、町観光振興課、県文化財課と発掘調査の実施方法、日程などについて、別途ご協議ください。

工事を行おうとしている場所が史跡・名勝・天然記念物指定地の場合

(1) 現状変更等許可申請書の提出

史跡・名勝・天然記念物指定地での現状を変更しようとする行為については、「現状変更等許可申請書」を文化庁長官あてに提出し、その許可を受けなければなりません。

（文化財保護法第125条第1項）

【必要書類】

現状変更等許可申請書（申請書には届出者の捺印要）

（添付書類）

- ・設計仕様書及び設計図（位置図・配置図・平面図・立面図・基礎断面図など）
- ・土地の地番を示した実測図（土地現況実測図・地積測量図など）
- ・現状の写真（インスタント写真不可）
- ・土地所有者、占有者の承諾書（届出者と異なる場合のみ）
- ・委任状（申請業務を設計業者などに委任される場合のみ）

以上の書類を届出書にまとめ、5部を観光振興課へ提出してください。

（捺印をした正本を1部、他はそのコピーでも可、但し写真はカラーコピー）

(2) 申請についての許可（通知）

申請について、許可・条件付許可（発掘調査・工事立会その他）などの判断をしますので、その内容に従ってください。なお、現状変更が許可されない場合もありますので事前に観光振興課に相談してください。

(3) 現状変更終了報告の提出

許可を受けた現状変更の終了後は、「現状変更終了報告」に終了を示す写真（インスタント不可）を添付して速やかに提出してください。（提出部数は3部）

その他

(1) 遺跡有無確認踏査願の提出

遺跡外においても、広範囲（1万平方メートル以上）の開発事業を行う場合は、県知事宛に「遺跡有無確認踏査願」を提出してください。（奈良県教育長通知 平成12年4月3日付 教文第331号）

遺跡有無確認踏査願（ファイル形式：PDF・Word）

※様式はホームページからダウンロードできます。

【必要書類】

遺跡有無確認踏査願

（添付書類）

- ・位置図（縮尺2,500分の1程度）
- ・範囲を示す図面
- ・工法を示す図面（造成計画平面図・断面図・土地利用計画平面図）
- ・土地所有者、占有者の承諾書（届出者と異なる場合のみ）

提出部数は3部です。観光振興課へ提出してください。

（捺印をした正本を1部、他はそのコピーでも可）

現地踏査を行い、遺跡の有無を確認します。遺物が散布する、地形の改変が見られるなどにより、遺跡の存在が予想される場合には試掘調査を実施する場合があります。

踏査の結果、遺跡の存在が確認された場合には、「埋蔵文化財発掘届出書」の提出が必要となります。

(2) 遺跡発見届

土木工事などの際に土器、瓦その他の出土などにより、遺跡と認められるものを発見した時は、現状を変えることなく、遅滞なく文化庁長官へ届け出なければなりません。（文化財保護法第96条第1項）

このような場合は、ただちに観光振興課にご連絡ください。